

I-2 医療安全管理部門管理要綱

(目的)

第1条 日本海総合病院における医療事故を防止し、患者に安全、安心な医療を提供するため必要な医療安全管理体制の整備並びに適切な患者安全管理の推進について定める。

(医療安全管理に係る体制確保のための組織に関する基本的事項)

第2条 当院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途医療安全対策規程に定める。

【組織】 医療安全管理部門

医療安全対策委員会

医療事故調査委員会

医療メディエーション部門

【人員】 安全管理者（医療安全管理部門長）

医薬品安全管理責任者（薬局長）

医療機器安全管理責任者（ME 室長）

医療放射線安全管理責任者（放射線科医師）

医療安全管理者（セーフティマネジャー：SM）

医療安全推進者（リスクマネジャー：RM）

(医療安全管理部門の設置)

第3条 医療安全対策委員会の決定事項の実施、並びに医療事故の防止に関する日常的な活動を行うために、医療安全管理部門を設置する

2 医療安全管理部門については、別に設置要綱を定める。

(医療安全対策委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するために、医療安全対策委員会を設置する。

2 医療安全対策委員会については、別に設置要綱を定める。

(医療事故調査委員会の設置)

第5条 院内で発生した医療事故の原因究明、診療の改善、及び事故対応等について検討するために、医療事故調査対策委員会を設置する。

2 医療事故調査委員会については、別に設置要綱を定める。

(安全管理者の配置)

第6条 当院の医療安全を確保し医療安全管理を統括するために安全管理者を置く。安全管理者は医療安全管理部門長が務める。安全管理者は次の業務を行う。

(1) 医療安全対策委員会の業務に関する企画立案及び評価

(2) 職員の医療安全管理に関する意識の向上及び指導

- 2 医薬品安全管理責任者（薬局長）、医療機器安全管理責任者（ME 室長）、医療メ
ディエーション部門、医療放射線安全管理責任者と連携し、医療安全推進活動を行う。

（医療安全管理者の配置）

第 7 条 医療安全の推進のために、専従の医療安全管理者（セーフティマネジャー、以下
SM とする。）を置く。SM は、病院長が任命する。SM の業務は別に定める。

（医療安全推進者の配置と業務）

第 8 条 各部門、各部署の医療安全対策推進のため、医療安全推進者（リスクマネジャー、
以下 RM とする。）を置く。

- 2 RM は各部署の所属長と医療安全対策委員とする。なお、診療部は各診療科の長を
充て、初期研修医も 1 科として RM を置く。RM は各部署に複数配置しても良い。
- 3 必要に応じて、関係部署間で RM のワーキング部会をもつことができる。
- 4 RM の業務は別に定める。

（医療事故発生時の対応）

第 9 条 医療事故が発生した場合は、過誤であるか否かに関わらず、患者に必要な最善の
処置を迅速に行うとともに、患者や家族に事実を誠実かつ速やかに説明する。

- 2 病院長は事故報告を受け、速やかに適切な再発防止策を講じる。

（医療事故報告体制の整備）

第 10 条 職員は、ヒヤリハットを含む医療事故が発生した場合、又は発見した場合は速
やかに報告書を作成し、上司に報告する。

- 2 重大な医療事故が発生した場合は、医療事故調査委員会を開催し、速やかに患者の
安全と医療事故の再発防止に取り組む。

（職員の教育・研修）

第 11 条 職員の医療事故防止に対する意識の向上を図るため、全職員を対象に医療安全
に関する研修を年 2 回以上実施する。

（附則）本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

（附則）本要綱は、平成 26 年 11 月 14 日から改正施行する。

（附則）本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

(附則) 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

(附則) 本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。